

令和５年高島市農業委員会第１２回総会議事録

- 1 開催日時 令和５年１２月８日（金）
午後１時３０分から午後２時４３分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館３階 会議室 ９・１０
- 3 出席委員（１６人）

会長	6 番	中田正敏
副会長	10 番	地村満信
	1 番	田中孝敏
	3 番	橋本久義
	4 番	高木敏一
	5 番	采野 哲
	7 番	前川幸雄
	8 番	古谷久栄
	9 番	上原満枝
	11 番	中川幸雄
	13 番	岸田忠則（議事録署名委員）
	14 番	山田善嗣（議事録署名委員）
	15 番	浅井嘉己
	16 番	古田卓見
	17 番	清水 巧
	18 番	足立 功
- 4 欠席委員（３人）

	2 番	青谷喜代一
	12 番	日置克己
	19 番	石津紘子
- 5 遅参した委員 なし
- 6 傍聴人の数 なし
- 7 次第
 1. 開会
 2. 高島市農業委員憲章唱和
 3. 会長挨拶
 4. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 報告事項
 - 第 1 令和５年度全国農業委員会会長代表者集会について
 - 第 2 令和５年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会県外研修について

第3 令和5年度第6回高島市農産ブランド認証委員会について

- 第 3 報告第24号 農地の転用事実に関する照会について
- 第 4 議案第98号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第99号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第100号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 7 議案第101号 高島市農用地利用集積計画の決定について
- 第 8 議案第102号 農用地利用集積等促進計画（高島市）について

5. 連絡事項

(1) 令和6年第1回総会について

- ・ 日 時 令和6年1月10日（水） 午後1時30分
- ・ 場 所 高島市役所新館 3階 会議室9・10

8 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課 参事 藤原 峰樹
主事 南村 悠斗

9 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局 局次長 伊庭 久美
参事 青谷 和夫
参事 前河 康史

10 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様、こんにちは。ご案内をさせていただきました時刻になりましたので、令和5年第12回高島市農業委員会総会を開会します。本日は16名の委員にご出席を賜っております。在任委員の過半数以上でありますことから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本総会が成立いたしますことをご報告いたします。欠席の委員は、2番青谷委員、12番日置委員、19番石津委員です。本日の案件は、報告事項が3件、報告案件が3件、農地法に基づく許可等案件として第3条案件が9件、第4条案件が1件、第5条案件が6件、市長部局からの案件として高島市農用地利用集積計画案件が108件、農用地利用集積等促進計画案件が54件、以上184件につきましてご審議いただくことになっております。 みなさまのお手元に「令和5年第12回高島市農業委員会総会参考資料」を配付させていただいております。ご確認をお願いいたします。なお、参考資料でございますが、個人情報が含まれているものにつきましては回収させていただきます。 また、本日、利用者用タブレット端末使用上の注意点をお配りしており
-----	---

	ます。先日、タブレット端末の紛失事案が発生いたしましたことから、適切な管理について国から通知がございました。タブレット端末は現地確認アプリなどにより個人情報を取り扱うため、紛失いたしますと個人情報の漏えいにつながり、農業委員会に対する信頼を失うことになります。使用上の注意点の資料につきましては、8月の研修会で配布をさせていただいておりますが、このたび内容に改訂がございましたので、改めてお配りをするものです。利用者用タブレット端末使用上の注意点を守っていただきつつ、タブレット端末の活用を進めていただくとともに、保管につきましてはご自宅での保管場所を決めていただき、必ずその場所に保管していただきまして、紛失されることのないよう重ねてお願いいたします。
事務局	続きまして、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。それでは、地村副会長よろしくをお願いいたします。
副会長	それではご起立をお願いできますか。総会資料をめくっていただきますと憲章が載っていますのでご覧いただきたいと思います。それではまいります。 (唱和)
副会長	どうもありがとうございました。
事務局	それでは、中田会長よりごあいさついただきます。ごあいさつの後の総会の議事進行は、高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長をお願いいたします。
会長	《会長あいさつ》
会長	それでは、本日の議事日程に従い会議を進めさせていただきます。日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名させていただきます。本日の総会の議事録署名委員には、13番岸田忠則委員、14番山田善嗣委員のお二方を指名いたします。よろしくお願いいたします。
会長	次に、日程第2「報告事項」を議題といたします。第1「令和5年度全国農業委員会会長代表者集会について」出席をさせていただきましたので私の方から報告をさせていただきます。

会長	11月30日に東京文京シビックホールにおきまして、全国農業委員会会長代表者集会が開催をされました。これにつきましては、全国都道府県の会長または代表の方、合わせまして農水大臣、衆参の委員長等が出席をした中での大会が開かれたところであります。要請の中のことですけれども、要請決議の申し合わせ、というようなことで、第1号といたしましては、令和6年度農業関係予算の確保及び農地・担い手等関連施策に関する要請決議というふうなことでございます。2号につきましては、地域の農地を生かし持続可能な農業・農村を創る全国運動の推進に関する申し合わせ、第3号といたしまして、情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議ということでした。続いて活動の事例報告というふうなことで、地域計画策定に向けた農業委員会等の積極的なかわりということで、代表的なところとしまして、宮崎県宮崎市農業委員会それから同取り組みで福井県若狭町農業委員会、「若者が帰り、遊休農地を活力ある大地に」というようなことで長野県長野市農業委員会から、それぞれ報告がございました。このことにつきましては、先ほど申し上げました、やはり農業委員または最適化推進委員の皆様方がどのように関わっていくのかというふうなことが、やっぱりひとつの成果を生む経緯であったというふうなところでございます。第1号議案でありました予算の確保と担い手の関連施策等々でございますけれども、これ食料の安定供給の確保など、食料安定保障の強化というところと、そのへんと農地政策の強化ということで地域計画の策定を推進するための予算措置の確保というふうなこと、それと農地の確保と適正有効利用のための法整備というふうなところでそれぞれ、こうタイトルがいろいろあるんですけれどもございました。その中のひとつに先ほどちょっと申し上げました農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直しについてというふうなことで国の方へ要請をしているというところと、これでございますが、機動性、協調性、一体性が強く求められている中で、特に土地利用の将来計画である目標地図の素案作成にあたっては、なおさら大事だというふうなことでありまして、この中で農地利用最適化推進委員だけでは人員不足により十分な現場活動ができない状況にあるというところと、したがって全国ほとんどの農業委員会では両委員を一体としてとらえ活動しているのが実情である。ただ、法令上両委員の権能は明確に異なっており、待遇についても格差があり一体性、機動性に支障を来している、そうしたことから見直しをしていっていただろうかというふうなことを出しているところでございます。それからあとは農業を担う者ごとに応じた支援というふうなことで、今までは大規模農家の拡張の一辺倒みたいな形の政策であったんですけれども、やはり地域の
----	--

	実態、農地を守っていこうとなりますと、大きな担い手さんだけではなしに、本来の担い手というのはその地域の中にあって地域をしっかりととりまとめてリードしていく方が担い手というふうな位置づけがございました。いつしかこの制度がずっと進んでいく中で担い手というと大規模農家というイコールのようなイメージがあるんですけども、決してそれだけでは地域の農地が守れない、というふうなこともございますので、半農半×とかいわゆる兼業農家をどうしていくのかというようなことについても施策上取り上げていくべきであるというふうな内容があったところでございます。それと一番ユニークというか、あれやなと思いましたのは、農家の再定義というふうなことで、農家の急激な減少というのが、だいたい令和40年ぐらいになりますと30万から40万戸ぐらい、今120万ぐらいが3分の1、4分の1になっていくというようなことでございますが、本年4月1日の改正農地法の施行によりまして、下限面積要件の廃止等に従い、従来の農家の概念に収まらないものが、農業農村に参入し農地を所有、利用をすることの増大が見込まれる、よって現在の販売農家、自給的農家、土地持ち非農家等の用語の在り方についても見直しをしなければならない、このへんのことにつきましては学者的な話かなというふうに思うんですけども、もう40年前ぐらいから、農村の混住化ということがありましたけれども、今までは農業をしている方としていない方の混住というふうなとらえ方やったんですけども、農家、農業者という者のとらえ方が変わってきますと、その中での混在化、混住化が進んでいくというふうなことで、そういうふうな話が出てきたというふうに考えております。いろいろまだございますけれども、一度そういうふうな形で決議がなされて国の方へ要請活動をしたということで、滋賀県につきましては、滋賀県出身の国会議員の方へそれぞれ要請文書をもってお願いにあがったというふうなことでございます。以上、概略な話でわかりにくいと思いますが報告に代えさせていただきます。
会長	このことにつきまして、ご意見とかご質問ございましたら、ご発言いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。 (質疑・意見なし)
会長	それではご意見ないようですので、続きまして、第2「令和5年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会県外研修について」これにつきましても出席をさせていただきましたので報告をさせていただきます。11月20日に

滋賀県都市農業委員会連絡協議会の県外研修が開催されました。当委員会につきましては、地村副会長、それから事務局３名の５人で出席をさせていただいたところでございます。行先につきましては岐阜県の本巣市と岐阜県の養老町というふうなところで、それぞれ農業委員、または市の行政の方を迎えた中での研修会をさせていただきました。これの両方ともテーマにつきましては「地域計画への取り組み」というふうな内容で、それぞれさせていただいたところであります。どことにもやっていることは同じかなというような感じを受けるんですけども、養老町の方につきましては実質化した人・農地プランというふうなものを地域計画にどう移し替えていくのかというふうなところと、その中でもう少しどう手を加えていくのかというふうなことが出てまいりました。一集落とかというのではなしに、学区または半分ぐらいの学区、または３つ４つの集落がひとつになってというふうな形の地域計画をつくるという方向が出てきているようでございます。このためには、農業振興しなければならないというふうなことで、養老町につきましては主食米が１，０８２ヘクタール、飼料米が７２９ヘクタール、加工米が６２ヘクタール、小麦が１９７ヘクタール、大豆が４４６ヘクタール、キャベツが３２ヘクタールというふうなことで、このキャベツにつきましては、近くに野菜の加工工場がございますので、そちらの方へ持っていくというふうなことで取り組んでいるということでございました。そういうふうな流れの中で、基本的には、もう一度アンケートをとって将来どう考えているのかということの把握をした中で地域計画を進めていくというふうなことでございます。それと、どこともが言うておりますのが、ここからここまでというふうにきっちりと色分けをするのではなしに、やはりある程度余裕をもったような形で色分けをしないと、すべてきちっと箱のごとく色分けをするといとなかなか進まない、というふうなところがあります。これは担い手さんだけの課題ではなしに自給的農家、いわゆる飯米農家の方もおられるというふうなところからいきますと、そのへんもあるかなということはおっしゃるけれども、いかに集積は進みます。でも集約をどうするかということになってきますと、なかなかお互いの思いがあるというふうなことでそこをしっかりと話し合いをして、１０年後、どうするんかというふうなことの取り組みをしなければならないというふうな内容であったように思っております。

報告につきましては、以上のとおりでございますので、この件につきまして何かまたご質問がございましたらご発言いただきたいと思いますと思いますが、よろしゅうございますか。

	(質疑・意見なし)
会長	それでは質疑もないようでございますので、続いて第3、「令和5年度第6回高島市農産ブランド認証委員会につきまして」出席をいただきました采野委員から報告をお願いいたします。
采野委員	5番采野です。お手元右上に資料1と書いてあるのをご覧ください。令和5年度第6回農産ブランド認証委員会を11月9日、午前中10時から12時に、ここ、こちらで行いました。今回の認証申請事案につきましては、個人が5名20件、16品目、面積といたしまして36.35アールとなっています。すべての申請がランク1となっておりまして、詳細につきましては裏面に記載されてあるとおりでございます。慎重に審議をしましたところ、すべての申請が認可されたということをご報告いたします。以上です。
会長	それでは、本件につきまして、ご意見やご質問はございませんか。
	(質疑・意見なし)
会長	ご意見ないようでございますので、以上をもちまして、日程第2「報告事項」を終わりとさせていただきます。
会長	次に、日程第3 報告第24号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局から説明いたします。
事務局	3ページをお開きください。報告第24号、農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づきこれに回答したので、同条2項の規定に基づき報告します。令和5年12月8日、高島市農業委員会会長。 番号1、土地の表示、地番322番1。地目、畑。面積837平方メートル。地番322番2。地目、畑。面積352平方メートル。現況非農地。 番号2、地番943番。地目、畑。面積59平方メートル。現況非農地。 番号3、地番332番。地目、畑。面積102平方メートル。地番337番。地目、畑。面積462平方メートル、現況、非農地。計3件1,812平方メートル。

会長	本案件は、前回総会以降に大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号１から番号３について、事務局で現地調査し既に農地でない状況であったことを確認した後、非農地の旨を会長専決規程により回答しましたのでご報告いたします。詳細につきましては、先ほどご説明をさせていただきましたとおりです。なお、法務局から照会があれば、１４日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。以上でございます。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	以上で、日程第３「報告第２４号」を終わります。
会長	次に、日程第４ 議案第９８号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	４ページをお開きください。高島市農委議案第９８号、農地法 第３条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和５年１２月８日、高島市農業委員会会長。農地法第３条の規定による許可申請について、農地法第３条第１項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。 １．所有権の移転、番号１、土地の表示、地番２５７１番１。地目、田。面積７６９平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１ページから２ページをご参照ください。申請地は、高齢のため耕作を継続することが難しい譲渡人と、申請地の近くに居住し、農業の規模拡大を行う上で便利がよいマキノ在住の譲受人が、売買により田１筆を所有権移転するものです。現在、申請地は畑として利用されています。譲受人世帯における農機具の保有状況は管理機が１台、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
橋本委員	３番橋本です。以前から地主さんから借りてずっと畑してはるところなので、別に問題ないところだなと思うので、事務局のご説明のとおり問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

事務局	番号２、土地の表示、地番７４０番１。地目、畑。面積１，８３９平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集３ページから４ページをご参照ください。申請地は、高齢で耕作するのが難しく後継者がいないため売却したい譲渡人と、申請地の隣で畑を耕作している朽木在住の譲受人が売買により畑１筆を所有権移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
上原委員	９番上原です。現地調査に行ってみいました。あと、そばでも作ろうかなという話をされているという話を聞いております。詳しいことは事務局からの説明のとおりです。ご審議よろしくお願いいたします。
事務局	番号３、土地の表示、地番８２０番。地目、田。面積１，１５０平方メートル。地番８２１番、地目、田 面積１，１５３平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集、５ページから６ページをご参照ください。申請地は、遠隔地に居住しており耕作することが難しく農地を売却したい譲渡人と、居住地に近く農業の規模拡大を行う上で便利がよい安曇川在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により田２筆の所有権を移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	１０番地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございます。譲受人の世帯はですね、会社、事業所退職後がんばってやっておられますということで、現地確認し問題ないと判断をいたしました。よろしくご審議をお願いします。
事務局	番号４、土地の表示、地番１１１６番。地目、田。面積５８５平方メートル。地番１１１７番。地目、田。面積５１９平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集７ページから８ページをご参照ください。申請地は、県外在住で耕作することが難しい譲渡人と、居住地に近く農業の規模拡大を行う上で便利がよい安曇川在住の譲受人が、売買により田２筆の所有権を移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められる

地村委員	ため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 10番地村です。8ページの写真のとおり草刈りもされて譲受人が耕作するということですので問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。
事務局	番号5。土地の表示、地番1897番。地目、田。面積735平方メートル。申請位置図等は報告・議事案件資料集9ページから10ページをご参照ください。申請地は、居住地から遠く耕作するのが難しいため売却したい譲渡人と、令和3年度に高島町に拠点を設け、借入地でイチジク・オリーブ・ユーカリの作付けをしている大津市在住の譲受人が規模拡大するため、売買により田1筆の所有権を移転するものです。譲受人世帯において、農機具は管理機とトラクターを所有されており、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
岸田委員	13番岸田です。現地確認してまいりました。詳細につきましては先ほど事務局の説明のとおりでございます。よろしくご審議をお願いします。
事務局	番号6。土地の表示、地番1362番。地目、田。面積185平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集11ページから12ページをご参照ください。申請地は、遠隔地に居住しているため耕作することが難しい譲渡人と申請地の隣に居住し、家庭菜園として利用したい高島在住の譲受人が、売買により田1筆の所有権を移転するものです。譲受人世帯においては、野菜を手作業で作付けし、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
浅井委員	15番浅井でございます。譲渡人さんは相続されて東京に住んでおられる方で、今回譲受人さんは以前から畑を作っておられるということで、現地も見てきました。問題ないものと思われまのでご審議の方よろしくをお願いします。
事務局	番号7。土地の表示、地番4285番。地目、田。面積631平方メートル。地番4286番。地目、田。面積421平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集13ページから14ページをご参照ください。

	申請地は、遠隔地に居住し耕作することが難しい譲渡人と、現在、申請地を耕作している高島在住の譲受人が、売買により田２筆の所有権を移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
浅井委員	同じく１５番浅井でございます。事務局の説明どおりで問題ないと思います。現地も確認してきまして耕作されている状況でしたので、よろしくご審議お願いいたします。
事務局	番号８と番号９は関連がありますので、まとめて説明させていただきます。番号８。土地の表示、地番４５５番。地目、畑。面積１３２平方メートル。番号９。土地の表示、地番４８８番１。地目、原野。面積６，９８７平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１５ページから１６ページをご参照ください。申請地は、耕作の効率をよくするために分散している農地を売却したい譲渡人と、居住地に近く農業の規模拡大を行ううえで便利がよい新旭在住の譲受人が、売買により２筆の農地の所有権を移転するものです。譲受人は、申請地を令和４年１１月から借入れ、さつまいもやオリーブを栽培されています。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
足立委員	１８番足立です。この２筆につきましては先月ご承認いただいた土地の隣接地で規模拡大をしたいということであります。特に問題ございませんでした。よろしくお願いいたします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第９８号「農地法第３条の規定による許可申請について」審議を行います。本件につきましてご意見、ご質問ございましたらご発言いただきたいと思います。 (質疑・意見なし)
会長	それではご意見ないようですので、これより議案第９８号「農地法第３条の規定による許可申請について」採決を行います。「所有権の移転」番号１の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

会長	全員挙手。 次に、番号 2 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号 3 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号 4 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号 5 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号 6 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 挙手多数。
会長	次に、番号 7 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号 8 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

会長	全員挙手。 次に、番号９の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第９８号「農地法第３条の規定による許可申請」のあった所有権の移転、番号１から番号９の案件は申請のとおり許可することに決定をいたしました。
会長	続いて、日程第５、議案第９９号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いいたします。
事務局	７ページをお開きください。高島市農委議案第９９号、農地法第４条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和５年１２月８日。高島市農業委員会会長。農地法第４条の規定による許可申請について。農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。８ページをご覧ください。番号１。土地の表示、地番２１０番。地目、田。面積２９０平方メートル。転用目的、倉庫・駐車場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の１７ページから１９ページをご参照ください。本件は、申請者の自宅、実家の駐車場および倉庫として利用するため、田１筆を農地転用するものです。農地区分は、申請地は集落内で住宅等が連たんしているため第３種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については自然浸透とします。なお申請地は、申請人の父が約６０年前に農業委員会の許可を得ず倉庫を建て、また駐車場として利用するため畑を転用してしまい申し訳なく、今後は農地法を遵守する旨の顛末書を添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
足立委員	１９番欠席のため１８番足立が代理で発言します。今事務局の説明のありましたとおり、地目は田となっておりますが、現状は非農地となっております。以上です。よろしくお願いします。

会長	それでは説明が終わりました。これより、議案第９９号「農地法第４条の規定による許可申請」について審議を行います。本件につきまして、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見ないようでございますので、これより議案第９９号「農地法第４条の規定による許可申請について」採決を行います。番号１の案件について申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第９９号「農地法第４条の規定による許可申請」のあった番号１の案件は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
会長	次に、日程第６、議案第１００号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員から説明をお願いいたします。
事務局	９ページをお開きください。高島市農委議案第１００号、農地法第５条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和５年１２月８日。高島市農業委員会会長。農地法第５条の規定による許可申請について。農地法第５条第１項の規定に基づく所有権の移転および使用貸借による権利の設定にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。１０ページをご覧ください。１所有権の移転。番号１。土地の表示、地番３３５番１。地目、畑。面積１１５平方メートル。転用目的、倉庫。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の１９ページから２１ページをご参照ください。本件は、譲受人が倉庫として利用するため、畑１筆を売買により譲受け、農地転用するものです。農地区分は、申請地は集落内で住宅等が連たんしているため、第３種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については、南側の水路へ放流します。なお申請地は、約５０年前に譲受人の父が織物工場を建築し、現在は倉庫として利用しています。以前より賃貸借してきましたが、今回譲渡人より売買の話があり、転用許可を受けていないことが判明したものでありお詫びする旨の顛末書を添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許

地村委員	可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 10番地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございます。顛末案件でございますが反省されています。現地確認し問題ないと判断をいたしました。よろしくご審議をお願いします。
事務局	番号2。土地の表示、地番1641番1。地目、田。面積469平方メートル。転用目的、倉庫、駐車場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の22ページから25ページをご参照ください。本件は、譲受法人の取引先が増加し事業資材を保管する倉庫が手狭となったため、新たな倉庫を建設するとともに駐車スペースを確保するため、田1筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。農地区分は、申請地は集落内で住宅等が連たんしているため、第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水は南側および西側の水路へ放流します。万一被害が生じた場合には、譲受法人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。また、転用について、隣接する農地の所有者の承諾書も添付されています。なお申請地は、平成のはじめ、譲渡人に村の役をしていた親族から、村の下水工事の土砂の仮置き場として利用することを頼まれそれを承諾し、その後そのままになってしまい、土地の一部に倉庫を建設してしまったもので、今後はこのようなことがないよう農地法を遵守する旨の顛末書を添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており許可基準を満たしていると考えます。なお工期は今年12月下旬から令和6年4月下旬の予定です。以上でございます。
岸田委員	13番岸田です。現地の方確認してまいりました。詳細につきましては先ほどの事務局の説明のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。
事務局	番号3。土地の表示、地番3番18。地目、田。面積723平方メートル。転用目的、長屋住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の25ページから27ページをご参照ください。本件は長屋住宅1棟8戸の建設および駐車場11台分を整備するため、田1筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。農地区分は、都市計画区域内の用途地域、第1種住居地域であることから第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除について雨水排水は東側の既設

	道路側溝へ放流します。また、西側、南側および北側にはＬ型擁壁を設置します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。また、転用について隣接する農地の所有者の承諾書も添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は令和６年３月上旬から令和６年１０月末日の予定です。以上でございます。
山田委員	１４番山田です。申請内容につきましては、今事務局から説明のあったとおりでございます。現地も確認をいたしました。問題はないように思いますのでよろしくお願いします。
事務局	番号４。土地の表示、地番６番５。地目、田。面積８６１平方メートル。転用目的、宅地分譲。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の２８ページから３０ページをご参照ください。本件は、市内で不動産業を営んでいる譲受法人が、事業計画の一環として宅地分譲するため田１筆を売買により譲り受け農地転用するものです。農地区分は、都市計画区域内の用途地域、第１種低層住専地域であることから第３種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除について、雨水排水は北側の既設道路側溝へ放流します。東側、西側および南側は既設擁壁があります。万一被害が生じた場合には、譲受法人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和６年１月中旬から２月中旬の予定です。以上でございます。
足立委員	１８番足立です。今事務局の説明のとおり、現地確認いたしまして問題ありませんでした。よろしくお願いします。
事務局	番号５。土地の表示、地番６７４番１。地目、田。面積１５０平方メートル。地番６７８番。地目、田。面積１，４３４平方メートル。地番６７９番。地目、田。面積１，１０４平方メートル。転用目的、資材置場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の３０ページから３２ページをご参照ください。本件は、県内で建設業を営んでいる譲受人が湖西地域で造成工事を受注するにあたり、建設用資材である型枠材、骨材、重機車両等を置く資材置場を整備するため、田３筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。農地区分は住宅等が立ちならんでいる１０ヘクタール未満の農地であるため第２種農地と判断され、周辺の他の土地で目的が達成でき

	ると認められる場合は原則として許可できませんが、事業に必要な土地利用面積や申請地の接道状況、土地売買等の条件を満たす代替地がないことから許可はやむを得ないと考えます。周辺の被害防除について、敷地内の東側にはリ字溝を設置し、雨水排水樹により水路へ放流します。また北側および西側にはL型擁壁を設置し土砂の流出を防ぎます。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。受益地である安曇川沿岸土地改良区との協議も整っており、転用について隣接する農地の所有者の承諾書も添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、今年12月中旬から令和6年3月中旬の予定です。以上でございます。
足立委員	19番欠席のため18番足立が代理で発言いたします。今事務局の説明のあったとおりです。現地確認しました。特に問題ございませんでした。以上です。
事務局	2. 使用貸借による権利の設定。番号1。土地の表示、地番21番5。地目、田。面積228平方メートル。転用目的、一般住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の33ページから35ページをご参照ください。 本件は、現在住んでいるアパートが手狭となった借人が、一般住宅を建てるため、祖父から実家近くの田1筆を無償で借り受け農地転用するものです。農地区分は、都市計画区域内の用途地域、第1種中高層住専地域であることから第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除について、雨水排水は東側の既設道路側溝へ放流します。汚水や雑排水は公共下水道に接続し放流します。万一被害が生じた場合には、借人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、今年12月中旬から令和6年12月下旬の予定です。以上でございます。
田中委員	1番田中です。詳細につきましては事務局の説明のとおりです。現場を確認いたしまして、問題ないと判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第100号「農地法第5条の規定による許可申請」について審議を行います。本件につきまして、ご

	意見やご質問ございましたらご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより、議案第１００号「農地法第５条の規定による許可申請について」採決を行います。まず、「所有権の移転」番号１の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、使用貸借による権利の設定、番号１の案件について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。

会長	よって、議案第１００号「農地法第５条の規定による許可申請」のあった所有権の移転、番号１から番号５および使用貸借による権利の設定、番号１の案件は申請のとおり許可することに決定いたしました。
会長	次の日程の議案説明のため、農業政策課の職員が入室いたします。
会長	日程第７、議案第１０１号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局及び農業政策課より説明をお願いします。
事務局	１２ページをお開きください。高島市農委議案第１０１号、高島市農用地利用集積計画の決定について。上記の議案を提出する。令和５年１２月８日、高島市農業委員会会長。高島市農用地利用集積計画の決定について。旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、次の高島市農用地利用集積計画を決定することについて審議を求める。１、高島市農用地利用集積計画、別紙のとおり。２、公告予定年月日、令和５年１２月２０日。高島市農用地利用集積計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課、南村と申します。まず説明の前に一部訂正がございます。議案書の２３ページから２４ページの番号８４から９６の借り手の住所につきまして■■■■町■■■■５１６と記載しておりましたが、正しくは■■■■町■■■■１５１６です。大変申し訳ございません、訂正をお願いいたします。それでは私より農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。高島市農用地利用集積計画、令和５年１２月２０日、滋賀県高島市。続いて、農用地利用集積計画表は１４ページでございます。なお、貸し手、借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。１利用権設定について、利用権設定農用地は１０５筆、利用権設定面積は１８６，８４７平米でございます。内訳としまして新規４４筆、面積は６９，４２９平米、継続６１筆、面積１１７，４１８平米です。利用権設定者は４４名、農用地利用申出者は１９名でございます。その他、利用権設定各筆明細は１５ページから２５ページのとおりでございます。２所有権移転について、所有権移転農用地は３筆、所有権移転面積は６，５８８平米、所有権譲渡者、売り手は２名、所有権譲受者、買い手は２名、その他所有権移転各筆明細は２６ページのとおりでございます。農用地利用申出者および所有権移転譲受者２１名はすべての農用地について効率的に耕作し、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たしているものでありま

	す。以上で農用地利用集積計画の決定についての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第１０１号「高島市農用地利用集積計画の決定について」審議に入ります。本件につきまして、ご意見やご質問はございませんか。はい、前川委員どうぞ。
前川委員	７番前川です。２１ページお願いします。６２番から７０番までの右から３行目２行目ですけど、賃借の関係で反当り１０，０００円という記載がございます。その横見てみますと物納という形になっているんですけど、口座振替ではないんでしょうか。確認をお願いします。
農業政策課	お答えさせていただきます。この１反１０，０００円の物納につきましては、１反１０，０００円相当のお米を支払われるということで、今回は物納と書かせていただきました。以上です。
前川委員	普通であれば、口座振替でお金という解釈をするんですけども、今回そういう形の案件であるということで理解をいたします。
会長	他ございませんか。それでは他にご意見ないようでございますので、これより議案第１０１号「高島市農用地利用集積計画の決定について」採決に入ります。まず１５ページから２５ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１から番号１０５の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１から番号１０５の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
会長	続いて２６ページ、所有権移転各筆明細「売り手から買い手」番号１から番号３の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。

会長	よって、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号１から番号３の案件については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。
会長	次に、日程第８、議案第１０２号「農用地利用集積等促進計画の作成について」を議題といたします。事務局及び農業政策課より説明をお願いいたします。
事務局	２７ページをお開きください。高島市農委議案第１０２号、農用地利用集積等促進計画の作成について。上記の議案を提出する。令和５年１２月８日、高島市農業委員会会長。農用地利用集積等促進計画の作成について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画について意見を求める。１、農用地利用集積等促進計画、別紙のとおり。２、公告予定年月日、令和６年１月３１日。 農用地利用集積等促進計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。農用地利用集積等促進計画、令和６年１月３１日、滋賀県。農用地利用集積等促進計画は２９ページでございます。こちらについても、貸し手、借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。農用地利用集積等促進計画について、権利設定農用地は５４筆、権利設定面積は９６，０４２平米、農地中間管理機構に権利の設定をする者、貸し手は３１名、権利の設定を受ける者、借り手は６名、その他、農用地利用集積等促進計画は３０ページから３３ページのとおりでございます。以上で農用地利用集積等促進計画についての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第１０２号「農用地利用集積等促進計画の作成について」審議を行います。本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	それではご意見ないようですので、これより、議案第１０２号「農用地利用集積等促進計画の作成について」採決を行います。３０ページから３３ページ、農用地利用集積等促進計画の番号１から番号５４の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに賛成の方

会長 会長	は挙手をお願いします。 全員挙手。 よって、農用地利用集積等促進計画、番号 1 から番号 5 4 の案件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。 それでは、長時間にわたりましてご審議をいただきましてありがとうございます。本日予定しておりました議事日程につきましては、全て終了とさせていただきます。 (午後 2 時 4 3 分 議事終了)
---------------------	---

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 1 3 番 _____

議事録署名委員 1 4 番 _____